

# 令和8年度佐賀県立九州陶磁文化館空調運転管理業務委託仕様書

## 1. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2. 空調運転者

経験者で危険物取扱乙種4類以上取得者 1名以上  
(交代勤務者も同等以上の有資格者とする。)

## 3. 業務内容

- (1) 吸収冷温水機、空気調整機及びこれに付属する設備の運転管理並びに水道、給湯、ポンプ、ガス設備及び配管系全般の保全管理
- (2) 熱交換機の温度及び水圧の監視、循環ポンプの点検
- (3) 灯油の貯蔵量調査・管理、灯油その他消耗品の受入
- (4) 安全弁及び給水装置の機能保守、水面計、圧力系統諸計器の監視及び煙道・煙突等の維持
- (5) 監視盤の指示と更正
- (6) 専門業者による定期検査等の立会
- (7) クーリングタワーの運転、冷却水、ポンプの点検
- (8) モーター温度、メタルリング回転音の監視、各部計器の指示監視
- (9) 各種設備の調整（グリス、機器及びフィルターの清掃等）
- (10) 機械室及び中央監視室の設備管理  
※グリス等の消耗品は当館の負担とするが、工具類は受託業者の持込みとする。
- (11) 蛍光管類の交換

## 4. 勤務日

- ・ 令和8年4月1日から令和8年3月31日までの開館日 307日
- ・ 令和8年1月4日（半日）

※休館日

- ①毎週月曜日（祝日は除く。）  
ただし、月曜日が祝日の場合は直後の平日
- ②年末年始  
12月29日～1月3日

## 5. 勤務時間

8時15分から17時00分まで（休憩時間45分）

ただし令和8年1月4日は13時00分から17時00分までとする。

## 6. 作業員の義務

勤務に当たり知り得た事項は漏洩してはならない。

## 7. 賠償責任

従事者が、作業中、故意又は重大な過失により施設、器具、物品等に損害を与えた場合は、その損害について、現状に復帰するか又は賠償すること。

## 8. その他

### (1) 作業報告書（毎日）の提出

※提出確認後は当館で保存することとする。

### (2) 業務要員名簿の提出

業務要員の氏名及び資格等を記載した業務要員名簿、危険物取扱乙種4類以上取得免状の写しを提出すること。また、中途で変更があった場合も報告を行うこととする。